

福岡県医第 3497 号(地)

令和 5 年 3 月 28 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

信用保証協会によるセーフティネット保証 5 号の指定期間延長について

今般、別添のとおり中小企業庁より日本医師会を通じて、セーフティネット保証 5 号の指定期間の延長（令和 5 年 6 月 30 日まで）及び対象業種について連絡がありました。

セーフティネット保証 5 号は、特に重大な影響が生じている業種について、売上高が前年同月比 5 %以上減少等の場合、一般保証（最大 2.8 億円）とは別枠（最大 2.8 億円）で借入債務の 80%を信用保証協会が保証する資金繰り支援制度です。対象業種には一般病院、精神科病院、有床診療所、無床診療所が引き続き含まれております。

なお、「最近 3 か月間の売上高が前年同期比 5 %以上減少等」について市区町村長の認定が必要となりますが、（別添「セーフティネット保証 5 号の概要」参照）新型コロナウイルス感染症の影響等を受けている事業者等への緩和措置として、「最近 3 か月間の売上高」に替えて「最近の 1 か月の実績とその後 2 か月の見込みを含む 3 か月の売上高」とすること、「前年同期」の実績に替えて「令和 2 年 2 月より前の 3 か月」の実績と比較とすることが可能となる場合もあります。売上高減少等の要件の詳細については、施設の所在する市区町村にご確認ください。

また、セーフティネット保証 5 号を含め、新型コロナウイルス感染症対策による医療機関が利用可能な主な金融支援措置につきましては、令和 3 年 5 月 28 日付福岡県医第 631 号（地）をご参照いただくとともに、同通知の別添資料 2「経済産業省新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」（パンフレット）については随時更新されていることから、下記の URL で最新情報をご確認ください。

独立行政法人福祉医療機構による新型コロナウイルス対応支援資金については、期限の延長と令和 5 年 4 月以降の融資条件の見直しが別添 4 のとおり公表されております。また、独立行政法人福祉医療機構による物価高騰の影響を受けた施設等に対する優遇融資については、令和 4 年 11 月 18 日付福岡県医第 2340 号（地）をご覧ください。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 島田昇二郎

記

[問合せ先]

中小企業金融相談窓口：0570－783183

※平日 9:00～17:00

※ 実際の融資の相談・申込については、お取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。

[最寄りの信用保証協会]

<https://www.zensinhoren.or.jp/nearest/>

- ・経済産業省「支援策パンフレット、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」

(目次の後の「主な新着情報」のページで、更新された内容が確認できます。)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#00>

(別添資料)

○別添 1

セーフティネット保証 5 号の対象業種を指定します(中小企業庁、令和 5 年 3 月 17 日)

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2022/220610_5gou.html

○別添 2

セーフティネット保証 5 号の指定業種、指定期間：令和 5 年 4 月 1 日～6 月 30 日

(中小企業庁)

○別添 3

セーフティネット保証 5 号の概要 (中小企業庁)

○別添 4

「独立行政法人福祉医療機構による新型コロナウイルス対応支援資金の令和 5 年 4 月以降の融資条件について (情報提供)」令和 5 年 3 月 15 日付日医発第 2333 号 (医経)

令和 5 年 3 月 22 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 宮川 政昭

（公 印 省 略）

信用保証協会によるセーフティネット保証 5 号の指定期間延長について（情報提供）

平素は本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、中小企業庁より、セーフティネット保証 5 号の指定期間延長（令和 5 年 6 月 30 日まで）と対象業種について、別添の通り、公表されました。

セーフティネット保証 5 号は、特に重大な影響が生じている業種について、売上高が前年同月比 5%以上減少等の場合、一般保証（最大 2.8 億円）とは別枠（最大 2.8 億円）で借入債務の 80%を信用保証協会が保証する資金繰り支援制度です。

今般、対象業種の指定について、令和 5 年 3 月 31 日までとされていた指定期間が令和 5 年 6 月 30 日までに延長されました。

対象業種には、一般病院、精神科病院、有床診療所、無床診療所が引き続き含まれています。これは、1 月 13 日付文書（日医発第 1938 号）にて都道府県医師会にご協力をお願いした緊急業況調査の結果を踏まえて対象業種として指定されたものです。ご協力下さいました都道府県医師会に御礼申し上げます。

なお、「最近 3 か月間の売上高が前年同期比 5%以上減少等」について市区町村長の認定が必要となります（別添「セーフティネット保証 5 号の概要」参照）が、新型コロナウイルス感染症の影響等を受けている事業者等への緩和措置として、「最近 3 か月間の売上高」に替えて「最近の 1 か月の実績とその後 2 か月の見込みを含む 3 か月の売上高」とすること、「前年同期」の実績に替えて「令和 2 年 2 月より前の 3 か月」の実績と比較とすることが可能となる場合もあります。

本制度を利用される場合、先ずは取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。

また、セーフティネット保証 5 号を含むセーフティネット保証制度に関する一般的なお問合せは、以下の相談窓口へお願いします。

[問合せ先]

中小企業金融相談窓口 0570-783183

※ 平日 9:00～17:00

※ 実際の融資の相談・申込については、お取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。

[最寄りの信用保証協会]

<https://www.zenshinhoren.or.jp/nearest/>

なお、セーフティネット保証 5 号を含め、新型コロナウイルス感染症対策による医療機関が利用可能な主な金融支援措置につきましては、令和 3 年 4 月 30 日付都道府県医師会担当理事宛通知文「新型コロナウイルス感染症対策による医療機関が利用可能な主な金融措置について（情報提供）」（税経 14）においてお知らせしておりますが、同通知文の別添資料 2「経済産業省 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」（パンフレット）については随時更新されていることから、以下の URL で最新情報をご確認ください。

- ・経済産業省「支援策パンフレット、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」（目次の後の「主な新着情報」のページで、更新された内容が確認できます。）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#00>

また、独立行政法人福祉医療機構による新型コロナウイルス対応支援資金については、令和 5 年 3 月 15 日付文書「独立行政法人福祉医療機構による新型コロナウイルス対応支援資金の令和 5 年 4 月以降の融資条件について（情報提供）」（日医発第 2333 号）をご覧ください。独立行政法人福祉医療機構による物価高騰の影響を受けた施設等に対する優遇融資については、令和 4 年 11 月 9 日付文書「独立行政法人福祉医療機構による物価高騰の影響を受けた施設等に対する長期運転資金について」（日医発第 1570 号）をご覧ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(別添資料)

○セーフティネット保証 5 号の対象業種を指定します (中小企業庁、令和 5 年 3 月 17 日)

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2023/230317_5gou.html

○セーフティネット保証 5 号の指定業種、指定期間：令和 5 年 4 月 1 日～令和 5 年 6 月 30 日
(中小企業庁)

○セーフティネット保証 5 号の概要 (中小企業庁)



本文へ [サイトマップ](#)
English

文字サイズ [小](#) [中](#) [大](#)

[トップページ](#) ▶ [金融サポート](#) ▶ [セーフティネット保証制度 中小企業信用保険法第2条第5項及び第6項](#) ▶
セーフティネット保証5号の対象業種を指定します

セーフティネット保証5号の対象業種を指定します

令和5年3月17日

業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者を対象とするセーフティネット保証5号について、令和5年4月1日から同年6月30日までの対象業種を指定します。

概要

業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者を対象とするセーフティネット保証5号について、令和5年4月1日から同年6月30日までの対象業種を、次の通り指定することを予定しております。

[セーフティネット保証5号の指定業種一覧（令和5年4月1日～同年6月30日）（PDF形式：483KB）](#)



(補足)セーフティネット保証(5号含む。)について

- セーフティネット保証の指定期間とは、中小企業者の住所地を管轄する市区町村長に対して事業者が認定申請を行うことができる期間をいいます。
- 指定期間内に市区町村に認定申請を行った場合には、**認定書の発行、及び金融機関又は信用保証協会へのセーフティネット保証の申込み**が指定期間後であった場合でも、セーフティネット保証の対象となります。
- 認定書の有効期間は認定の日から30日です。認定書の有効期間内に、金融機関又は信用保証協会へセーフティネット保証の申込みをすることが必要です。

(本発表のお問い合わせ先)

中小企業庁事業環境部 金融課 神崎

担当者：鈴木、瀬下、松本

電話：03-3501-1511

03-3501-6861(FAX)



[ダウンロード\(Adobeサイトへ 別ウィンドウ\)](#)

[出版物](#) | [ご意見箱](#) | [リンク](#) | [利用規約](#) | [プライバシーポリシー](#) | [各省庁サイト検索](#)

中小企業庁

〒100-8912 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

電話：03-3501-1511(代表)

セーフティネット保証5号の指定業種

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

指定期間: 令和5年4月1日～令和5年6月30日

※1: この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)において分類された業種区分によるものとする。

※2: 指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	日本標準産業分類 (平成25年10月改定) 細分類番号	指定業種名
1	0113	野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)(製造加工設備を有するもやし栽培農業、作業所内において工場的生産設備(最小限温度又は湿度調節装置及び育成管理室を有することが必要。以下同じ。))をもって生産及び卸売する菌床栽培方式のきのこ栽培農業、並びに作業所内において工場的生産設備をもって生産及び卸売する苗床栽培方式のかいわれ大根栽培農業に限る。)
2	0116	工芸農作物農業(製造加工設備を有する茶作農業であって、荒茶及び仕上茶の製造を行っているものに限る。)
3	0221	素材生産業
4	0242	素材生産サービス業
5	0521	石炭鉱業(石炭選別業を含む)
6	0543	安山岩・同類似岩石採石業
7	0544	大理石採石業
8	0545	ぎょう灰岩採石業
9	0546	砂岩採石業
10	0547	粘板岩採石業
11	0548	砂・砂利・玉石採取業
12	0549	その他の採石業、砂・砂利・玉石採取業
13	0551	耐火粘土鉱業
14	0553	ドロマイト鉱業
15	0554	長石鉱業
16	0555	けい石鉱業
17	0556	天然けい砂鉱業
18	0559	その他の窯業原料用鉱物鉱業
19	0592	ベントナイト鉱業
20	0593	けいそう土鉱業
21	0594	滑石鉱業
22	0611	一般土木建築工事業
23	0621	土木工事業(造園工事業、しゅんせつ工事業及び舗装工事業を除く)
24	0721	とび工事業
25	0722	土工・コンクリート工事業
26	0723	特殊コンクリート工事業
27	0732	鉄筋工事業
28	0743	タイル工事業
29	0744	コンクリートブロック工事業
30	0771	塗装工事業(道路標示・区画線工事業を除く)
31	0772	道路標示・区画線工事業
32	0781	床工事業
33	0792	金属製建具工事業
34	0793	木製建具工事業
35	0794	屋根工事業(金属製屋根工事業を除く)
36	0795	防水工事業
37	0796	はつり・解体工事業
38	0799	他に分類されない職別工事業
39	0821	電気通信工事業(有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く)
40	0822	有線テレビジョン放送設備設置工事業
41	0823	信号装置工事業
42	0831	一般管工事業
43	0832	冷暖房設備工事業

44	0841	機械器具設置工事業(昇降設備工事業を除く)
45	0842	昇降設備工事業
46	0892	熱絶縁工事業
47	0911	部分肉・冷凍肉製造業
48	0912	肉加工品製造業
49	0919	その他の畜産食料品製造業
50	0921	水産缶詰・瓶詰製造業
51	0922	海藻加工業
52	0923	水産練製品製造業
53	0924	塩干・塩蔵品製造業
54	0925	冷凍水産物製造業
55	0926	冷凍水産食品製造業
56	0929	その他の水産食料品製造業
57	0941	味そ製造業
58	0942	しょう油・食用アミノ酸製造業
59	0949	その他の調味料製造業
60	0951	砂糖製造業(砂糖精製業を除く)
61	0961	精米・精麦業
62	0971	パン製造業
63	0972	生菓子製造業
64	0973	ビスケット類・干菓子製造業
65	0974	米菓製造業
66	0979	その他のパン・菓子製造業
67	0991	でんぷん製造業
68	0992	めん類製造業
69	0993	豆腐・油揚げ製造業
70	0999	他に分類されない食料品製造業
71	1011	清涼飲料製造業
72	1021	果実酒製造業
73	1022	ビール類製造業
74	1023	清酒製造業
75	1024	蒸留酒・混成酒製造業
76	1031	製茶業
77	1062	単体飼料製造業
78	1063	有機質肥料製造業
79	1111	製糸業
80	1112	化学繊維製造業
81	1115	化学繊維紡績業
82	1116	毛紡績業
83	1117	ねん糸製造業(かさ高加工系を除く)
84	1118	かさ高加工系製造業
85	1121	綿・スフ織物業
86	1122	絹・人絹織物業
87	1123	毛織物業
88	1125	細幅織物業
89	1129	その他の織物業
90	1141	綿・スフ・麻織物機械染色業
91	1142	絹・人絹織物機械染色業
92	1144	織物整理業
93	1145	織物手加工染色整理業
94	1146	綿状繊維・糸染色整理業
95	1147	ニット・レース染色整理業
96	1148	繊維雑品染色整理業
97	1152	漁網製造業
98	1154	レース製造業
99	1159	その他の繊維粗製品製造業
100	1161	織物製成人男子・少年服製造業(不織布製及びレース製を含む)
101	1162	織物製成人女子・少女服製造業(不織布製及びレース製を含む)

102	1163	織物製乳幼児服製造業(不織布製及びレース製を含む)
103	1164	織物製シャツ製造業(不織布製及びレース製を含み、下着を除く)
104	1165	織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・学校服製造業(不織布製及びレース製を含む)
105	1171	織物製下着製造業
106	1172	ニット製下着製造業
107	1173	織物製・ニット製寝着類製造業
108	1174	補整着製造業
109	1181	和装製品製造業(足袋を含む)
110	1182	ネクタイ製造業
111	1183	スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製造業
112	1184	靴下製造業
113	1185	手袋製造業
114	1189	他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業
115	1192	毛布製造業
116	1193	じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業
117	1196	刺しゅう業
118	1197	タオル製造業
119	1198	繊維製衛生材料製造業
120	1199	他に分類されない繊維製品製造業
121	1211	一般製材業
122	1212	単板(ベニヤ)製造業
123	1213	木材チップ製造業
124	1221	造作材製造業(建具を除く)
125	1222	合板製造業
126	1223	集成材製造業
127	1224	建築用木製組立材料製造業
128	1226	繊維板製造業
129	1227	銘木製造業
130	1228	床板製造業
131	1291	木材薬品処理業
132	1313	マットレス・組スプリング製造業
133	1392	窓用・扉用日よけ、日本びょうぶ等製造業
134	1393	鏡縁・額縁製造業
135	1411	パルプ製造業
136	1421	洋紙製造業
137	1451	重包装紙袋製造業
138	1612	複合肥料製造業
139	1619	その他の化学肥料製造業
140	1623	圧縮ガス・液化ガス製造業
141	1624	塩製造業
142	1629	その他の無機化学工業製品製造業
143	1631	石油化学系基礎製品製造業(一貫して生産される誘導品を含む)
144	1632	脂肪族系中間物製造業(脂肪族系溶剤を含む)
145	1634	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業
146	1635	プラスチック製造業
147	1636	合成ゴム製造業
148	1643	界面活性剤製造業(石けん、合成洗剤を除く)
149	1644	塗料製造業
150	1645	印刷インキ製造業
151	1661	仕上用・皮膚用化粧品製造業(香水、オーデコロンを含む)
152	1662	頭髮用化粧品製造業
153	1669	その他の化粧品・歯磨・化粧用調整品製造業
154	1811	プラスチック板・棒製造業
155	1812	プラスチック管製造業
156	1814	プラスチック異形押出製品製造業
157	1815	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業
158	1821	プラスチックフィルム製造業

159	1822	プラスチックシート製造業
160	1823	プラスチック床材製造業
161	1824	合成皮革製造業
162	1825	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業
163	1841	軟質プラスチック発泡製品製造業(半硬質性を含む)
164	1842	硬質プラスチック発泡製品製造業
165	1843	強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業
166	1844	強化プラスチック製容器・浴槽等製造業
167	1897	他に分類されないプラスチック製品製造業
168	1898	他に分類されないプラスチック製品加工業
169	1911	自動車タイヤ・チューブ製造業
170	1921	ゴム製履物・同附属品製造業
171	1922	プラスチック製履物・同附属品製造業
172	1931	ゴムベルト製造業
173	2011	なめし革製造業
174	2021	工業用革製品製造業(手袋を除く)
175	2031	革製履物用材料・同附属品製造業
176	2041	革製履物製造業
177	2051	革製手袋製造業
178	2061	かばん製造業
179	2071	袋物製造業(ハンドバッグを除く)
180	2072	ハンドバッグ製造業
181	2081	毛皮製造業
182	2099	その他のなめし革製品製造業
183	2112	板ガラス加工業
184	2113	ガラス製加工素材製造業
185	2121	セメント製造業
186	2122	生コンクリート製造業
187	2131	粘土かわら製造業
188	2139	その他の建設用粘土製品製造業
189	2142	食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
190	2143	陶磁器製置物製造業
191	2146	陶磁器製タイル製造業
192	2147	陶磁器絵付業
193	2148	陶磁器用はい(坏)土製造業
194	2149	その他の陶磁器・同関連製品製造業
195	2181	砕石製造業
196	2182	再生骨材製造業
197	2184	石工品製造業
198	2186	鉱物・土石粉碎等処理業
199	2192	石こう(膏)製品製造業
200	2193	石灰製造業
201	2199	他に分類されない窯業・土石製品製造業
202	2221	製鋼・製鋼圧延業
203	2234	鋼管製造業
204	2236	磨棒鋼製造業
205	2238	伸線業
206	2252	可鍛鑄鉄製造業
207	2253	鑄鋼製造業
208	2291	鉄鋼シャースリット業
209	2293	鑄鉄管製造業
210	2321	鉛第2次製錬・精製業(鉛合金製造業を含む)
211	2331	伸銅品製造業
212	2351	銅・同合金鑄物製造業(ダイカストを除く)
213	2352	非鉄金属鑄物製造業(銅・同合金鑄物及びダイカストを除く)
214	2411	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業
215	2425	手引のこぎり・のこ刃製造業
216	2432	ガス機器・石油機器製造業

217	2443	金属製サッシ・ドア製造業
218	2446	製缶板金業
219	2453	粉末や金製品製造業
220	2461	金属製品塗装業
221	2462	溶融めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)
222	2469	その他の金属表面処理業
223	2471	くぎ製造業
224	2479	その他の金属線製品製造業
225	2491	金庫製造業
226	2499	他に分類されない金属製品製造業
227	2511	ボイラ製造業
228	2512	蒸気機関・タービン・水力タービン製造業(船用を除く)
229	2519	その他の原動機製造業
230	2522	空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業
231	2532	エレベータ・エスカレータ製造業
232	2533	物流運搬設備製造業
233	2534	工業窯炉製造業
234	2596	他に分類されないはん用機械・装置製造業
235	2633	染色整理仕上機械製造業
236	2634	繊維機械部分品・取付具・附属品製造業
237	2642	木材加工機械製造業
238	2645	包装・荷造機械製造業
239	2662	金属加工機械製造業(金属工作機械を除く)
240	2663	金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業(機械工具、金型を除く)
241	2672	フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
242	2691	金属用金型・同部分品・附属品製造業
243	2692	非金属用金型・同部分品・附属品製造業
244	2722	娯楽用機械製造業
245	2731	体積計製造業
246	2737	測量機械器具製造業
247	2743	医療用品製造業(動物用医療機械器具を含む)
248	2814	集積回路製造業
249	2815	液晶パネル・フラットパネル製造業
250	2823	コネクタ・スイッチ・リレー製造業
251	2841	電子回路基板製造業
252	2899	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
253	2915	配線器具・配線附属品製造業
254	2922	内燃機関電装品製造業
255	2929	その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)
256	2941	電球製造業
257	3012	携帯電話機・PHS電話機製造業
258	3013	無線通信機械器具製造業
259	3014	ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業
260	3021	ビデオ機器製造業
261	3023	電気音響機械器具製造業
262	3032	パーソナルコンピュータ製造業
263	3111	自動車製造業(二輪自動車を含む)
264	3112	自動車車体・附随車製造業
265	3113	自動車部分品・附属品製造業
266	3141	航空機製造業
267	3149	その他の航空機部分品・補助装置製造業
268	3151	フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業
269	3159	その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
270	3191	自転車・同部分品製造業
271	3211	貴金属・宝石製装身具(ジュエリー)製品製造業
272	3212	貴金属・宝石製装身具(ジュエリー)附属品・同材料加工業
273	3219	その他の貴金属製品製造業
274	3221	装身具・装飾品製造業(貴金属・宝石製を除く)

275	3222	造花・装飾用羽毛製造業
276	3223	ボタン製造業
277	3224	針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業
278	3229	その他の装身具・装飾品製造業
279	3253	運動用具製造業
280	3271	漆器製造業
281	3283	うちわ・扇子・ちょうちん製造業
282	3289	その他の生活雑貨製品製造業
283	3291	煙火製造業
284	3292	看板・標識機製造業
285	3295	工業用模型製造業
286	3296	情報記録物製造業(新聞、書籍等の印刷物を除く)
287	3299	他に分類されないその他の製造業
288	3731	電気通信に附帯するサービス業
289	3822	ラジオ放送業(衛星放送業を除く)
290	4111	映画・ビデオ制作業(テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く)
291	4112	テレビジョン番組制作業(アニメーション制作業を除く)
292	4114	映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業
293	4121	レコード制作業
294	4122	ラジオ番組制作業
295	4131	新聞業
296	4141	出版業
297	4151	広告制作業
298	4161	ニュース供給業
299	4169	その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
300	4211	普通鉄道業
301	4212	軌道業
302	4214	モノレール鉄道業(地下鉄道業を除く)
303	4216	鋼索鉄道業
304	4219	その他の鉄道業
305	4311	一般乗合旅客自動車運送業
306	4321	一般乗用旅客自動車運送業
307	4331	一般貸切旅客自動車運送業
308	4411	一般貨物自動車運送業(特別積合せ貨物運送業を除く)
309	4412	特別積合せ貨物運送業
310	4421	特定貨物自動車運送業
311	4431	貨物軽自動車運送業
312	4441	集配利用運送業
313	4511	外航旅客海運業
314	4512	外航貨物海運業
315	4521	沿海旅客海運業
316	4531	港湾旅客海運業
317	4532	河川水運業
318	4533	湖沼水運業
319	4621	航空機使用業(航空運送業を除く)
320	4711	倉庫業(冷蔵倉庫業を除く)
321	4821	利用運送業(集配利用運送業を除く)
322	4831	運送代理店
323	4851	鉄道施設提供業
324	4856	飛行場業
325	4899	他に分類されない運輸に附帯するサービス業
326	5011	各種商品卸売業(従業者が常時100人以上のもの)
327	5019	その他の各種商品卸売業
328	5111	繊維原料卸売業
329	5112	糸卸売業
330	5113	織物卸売業(室内装飾繊維品を除く)
331	5122	婦人・子供服卸売業
332	5123	下着類卸売業

333	5132	靴・履物卸売業
334	5133	かばん・袋物卸売業
335	5139	その他の身の回り品卸売業
336	5211	米麦卸売業
337	5214	果実卸売業
338	5215	食肉卸売業
339	5216	生鮮魚介卸売業
340	5219	その他の農畜産物・水産物卸売業
341	5221	砂糖・味そ・しょう油卸売業
342	5222	酒類卸売業
343	5223	乾物卸売業
344	5224	菓子・パン類卸売業
345	5226	茶類卸売業
346	5229	その他の食料・飲料卸売業
347	5311	木材・竹材卸売業
348	5312	セメント卸売業
349	5329	その他の化学製品卸売業
350	5331	石油卸売業
351	5342	鉄鋼一次製品卸売業
352	5412	建設機械・鉱山機械卸売業
353	5413	金属加工機械卸売業
354	5419	その他の産業機械器具卸売業
355	5421	自動車卸売業（二輪自動車を含む）
356	5492	計量器・理化学機械器具・光学機械器具等卸売業
357	5514	室内装飾繊維品卸売業
358	5515	陶磁器・ガラス器卸売業
359	5523	化粧品卸売業
360	5531	紙卸売業
361	5591	金物卸売業
362	5592	肥料・飼料卸売業
363	5595	たばこ卸売業
364	5596	ジュエリー製品卸売業
365	5597	書籍・雑誌卸売業
366	5599	他に分類されないその他の卸売業
367	5611	百貨店、総合スーパー
368	5731	婦人服小売業
369	5732	子供服小売業
370	5741	靴小売業
371	5742	履物小売業（靴を除く）
372	5791	かばん・袋物小売業
373	5792	下着類小売業
374	5793	洋品雑貨・小間物小売業
375	5822	果実小売業
376	5831	食肉小売業（卵、鳥肉を除く）
377	5841	鮮魚小売業
378	5851	酒小売業
379	5861	菓子小売業（製造小売）
380	5862	菓子小売業（製造小売でないもの）
381	5863	パン小売業（製造小売）
382	5864	パン小売業（製造小売でないもの）
383	5891	コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）
384	5894	茶類小売業
385	5898	乾物小売業
386	5911	自動車（新車）小売業
387	5912	中古自動車小売業
388	5914	二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）
389	5921	自転車小売業
390	6021	金物小売業

391	6023	陶磁器・ガラス器小売業
392	6031	ドラッグストア
393	6032	医薬品小売業(調剤薬局を除く)
394	6034	化粧品小売業
395	6043	肥料・飼料小売業
396	6051	ガソリンスタンド
397	6061	書籍・雑誌小売業(古本を除く)
398	6063	新聞小売業
399	6064	紙・文房具小売業
400	6073	楽器小売業
401	6082	時計・眼鏡・光学機械小売業
402	6092	たばこ・喫煙具専門小売業
403	6095	ジュエリー製品小売業
404	6099	他に分類されないその他の小売業
405	6741	生命保険媒介業
406	6811	建物売買業
407	6812	土地売買業(投機を目的としないものに限る)
408	6911	貸事務所業
409	6919	その他の不動産賃貸業
410	6941	不動産管理業
411	7019	その他の各種物品賃貸業
412	7021	産業用機械器具賃貸業(建設機械器具を除く)
413	7022	建設機械器具賃貸業
414	7051	スポーツ・娯楽用品賃貸業
415	7091	映画・演劇用品賃貸業
416	7092	音楽・映像記録物質賃貸業(映画フィルム賃貸業などを除く)
417	7099	他に分類されない物品賃貸業
418	7261	デザイン業
419	7272	芸術家業
420	7292	翻訳業(著述家業を除く)
421	7293	通訳業、通訳案内業
422	7299	他に分類されない専門サービス業
423	7421	建築設計業
424	7422	測量業
425	7462	商業写真業
426	7511	旅館、ホテル
427	7521	簡易宿所
428	7531	下宿業
429	7592	リゾートクラブ
430	7599	他に分類されない宿泊業
431	7611	食堂、レストラン(専門料理店を除く)
432	7621	日本料理店
433	7622	料亭
434	7623	中華料理店
435	7624	ラーメン店
436	7625	焼肉店
437	7629	その他の専門料理店
438	7631	そば・うどん店
439	7641	すし店
440	7651	酒場、ビヤホール
441	7661	バー、キャバレー、ナイトクラブ
442	7671	喫茶店
443	7691	ハンバーガー店
444	7692	お好み焼・焼きそば・たこ焼店
445	7699	他に分類されない飲食店
446	7711	持ち帰り飲食サービス業
447	7721	配達飲食サービス業
448	7811	普通洗濯業

449	7812	洗濯物取次業
450	7813	リネンサプライ業
451	7821	理容業
452	7831	美容業
453	7841	一般公衆浴場業
454	7851	その他の公衆浴場業
455	7891	洗張・染物業
456	7893	リラクゼーション業(手技を用いるもの)
457	7894	ネイルサービス業
458	7899	他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業
459	7911	旅行業(旅行業者代理業を除く)
460	7912	旅行業者代理業
461	7951	火葬業
462	7952	墓地管理業
463	7961	葬儀業
464	7962	結婚式場業
465	7963	冠婚葬祭互助会
466	7992	結婚相談業、結婚式場紹介業
467	7999	他に分類されないその他の生活関連サービス業
468	8011	映画館
469	8021	劇場
470	8022	興行場
471	8023	劇団
472	8024	楽団、舞踏団
473	8025	演芸・スポーツ等興行団
474	8031	競輪場
475	8033	自動車・モータボートの競走場
476	8034	競輪競技団
477	8036	自動車・モータボートの競技団
478	8048	フィットネスクラブ
479	8063	マージャンクラブ
480	8064	パチンコホール
481	8065	ゲームセンター
482	8092	マリナーナ業
483	8095	カラオケボックス業
484	8096	娯楽に附帯するサービス業
485	8099	他に分類されない娯楽業
486	8213	博物館、美術館
487	8229	その他の職業・教育支援施設
488	8242	書道教授業
489	8243	生花・茶道教授業
490	8245	外国語会話教授業
491	8299	他に分類されない教育、学習支援業
492	8311	一般病院
493	8312	精神科病院
494	8321	有床診療所
495	8322	無床診療所
496	8351	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所
497	8359	その他の療術業
498	8361	歯科技工所
499	8539	その他の児童福祉事業
500	8543	通所・短期入所介護事業
501	8549	その他の老人福祉・介護事業
502	8919	その他の自動車整備業
503	9031	表具業
504	9092	時計修理業
505	9093	履物修理業
506	9111	職業紹介業

507	9121	労働者派遣業
508	9212	複写業
509	9231	警備業
510	9291	ディスプレイ業
511	9299	他に分類されないその他の事業サービス業(集金業、取立業(公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く)を除く)
512	9511	集会場

※以上に掲げる業種であっても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「適正化法」という。)第2条第1項第1号から第3号までに規定するものについては、公序良俗の観点から問題がないものに限る。また、以上に掲げる業種であっても、適正化法第2条第5項に規定する営業は除く。

1. 制度概要

○全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行う制度。

（参考；信用保険法第2条第5項第5号）

その業種に属する事業について主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少その他経済産業大臣が定める事由が生じていることにより当該事業を行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として経済産業大臣が指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

2. 対象中小企業者

- ①指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少。
- ②指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。
（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）

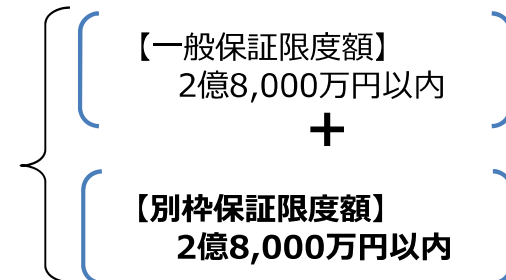
3. 内容（保証条件）

①対象資金：経営安定資金

②保証割合：80%保証

③保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円 →

※セーフティネット保証4号とは併用可だが、同じ枠になる



日医発第 2333 号（医経）

令和 5 年 3 月 15 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 宮川 政昭

（公 印 省 略）

独立行政法人福祉医療機構による新型コロナウイルス対応支援資金の
令和 5 年 4 月以降の融資条件について（情報提供）

独立行政法人福祉医療機構の新型コロナウイルス対応支援資金につきましては、令和 4 年 9 月 30 日付文書「独立行政法人福祉医療機構による新型コロナウイルス対応支援資金の令和 4 年 10 月以降の融資条件について（情報提供）」（日医発第 1289 号）においてご案内しております。

今般、独立行政法人福祉医療機構より、新型コロナウイルス対応支援資金について、期限の延長（令和 5 年 3 月末日までから令和 5 年 9 月末日までに）と令和 5 年 4 月以降の融資条件の見直しが、別添の通り、公表されました。

融資条件の主な見直しは以下の通りです。

○無担保枠の見直し

		無担保貸付の限度額	
		令和 5 年 3 月末日まで	令和 5 年 4 月以降 令和 5 年 9 月末日まで
病院	3 割以上減収	6 億円	4 億円
	3 割未満減収	3 億円	2 億円
診療所	3 割以上減収	5 千万円	4 千万円
	3 割未満減収	4 千万円	4 千万円（変更なし）
介護老人保健施設、介護医療院		1 億円	5 千万円
助産所、指定訪問看護事業等		4 千万円	2 千万円

○コロナ対応医療機関等に限って措置されていた無利子枠の有利子化（注 1）

（注 1）「コロナ対応医療機関等」は、新型コロナウイルス感染症患者の受入、自宅・宿泊療養者に対する健康観察や診療の実施、医療人材の派遣等について、都道府県との間において、委託契約や協定の締結等を行った医療機関等となります。

○貸付対象となる減収等について、「前3年いずれかの年の同月と比較して減収又は利用者が減少している場合」から「前年又はコロナ前（注2）の同月と比較して減収又は利用者が減少している場合」に変更。

（注2）コロナ前とは、原則として平成31年2月から令和2年1月までとなります。

なお、独立行政法人福祉医療機構による物価高騰の影響を受けた施設等に対する優遇融資については、令和4年11月9日付文書「独立行政法人福祉医療機構による物価高騰の影響を受けた施設等に対する長期運転資金について」（日医発第1570号）をご覧ください。

また、今般、幅広い業種を対象とした日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付等につきましても、期限が延長（令和5年3月末日までから令和5年9月末日までに）となりました。

新型コロナウイルス感染症対策による医療機関が利用可能な主な金融支援措置につきましては、令和3年4月30日付文書（税経14）においてお知らせしておりますが、同文書の別添資料「経済産業省 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」（パンフレット）については随時更新されていることから、以下のURLで最新情報をご確認ください。

- ・経済産業省「支援策パンフレット、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」（目次の後の「主な新着情報」のページで、更新された内容が確認できます。）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#00>

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

（別添資料） 福祉医療機構ホームページ

- 福祉貸付事業・医療貸付事業 令和5年3月末までの新型コロナウイルス対応支援資金について、令和5年4月以降における新型コロナウイルス対応支援資金について（令和5年9月末まで）

https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/

- 福祉貸付事業・医療貸付事業 令和5年4月以降における新型コロナウイルス対応支援資金の融資条件について

https://www.wam.go.jp/hp/supportfund_covid0504/

WAM > 『新型コロナウイルス感染症の影響を受けた福祉関係施設・医療関係施設等に対して、新型コロナウイルス対応支援資金のご融資を行っております』

福祉貸付事業・医療貸付事業

福祉貸付事業

医療貸付事業

経営サポート事業
リサーチ/セミナー/
コンサルティング

WAM助成
(社会福祉振興助成事業)

子供の未来応援基金

退職手当共済事業

心身障害者扶養保険
事業

WAM NET事業
(福祉保健医療情報サービ
ス事業)

承継年金住宅融資等
債権管理回収業務

年金担保債権管理回
収業務・労災年金担保
債権管理回収業務

旧優生保護法一時金
支払等業務

ハンセン病元患者家族
補償金支払等業務

福祉医療機構
各事業の基本 Q&A

福祉・医療貸付のご融資を
ご利用中のみなさまへ

電子申請

⇒ ご活用ください

WAM助成
e-ライブラリー
(電子図書館システム)

社会福祉振興助成事業で実施した過去の助成事業の概要や報告書などの成果物を検索して閲覧することができます。

〇令和5年3月末までの新型コロナウイルス対応支援資金について

本資金に係る現行の融資条件での取扱い、令和5年3月31日までの借入申込書受付分までとなりますのでご注意ください。
令和5年3月31日までの本資金に係る融資条件及びお申込み方法等の詳細につきましては、下記リンク先をご覧ください。

- [福祉貸付における新型コロナウイルス対応支援資金のお手続きのご案内](#)
- [医療貸付における新型コロナウイルス対応支援資金のお手続きのご案内](#)

【借入申込みにあたっての注意点】

1. 借入申込書及び添付書類は、必ず郵送でご提出ください。直接当機構にお持ち込みいただきましても受付できません。
(※)当機構に令和5年3月31日までに必着、投函日や消印の日は不可
2. 借入申込書及び添付書類に、不備や不足等がある場合、受付できませんので、郵送いただく前に記載例及び提出書類確認チェックリスト兼送付書にて必要な書類等を十分ご確認ください。
受付不可となった借入申込書一式については返却いたします。

〇令和5年4月以降の新型コロナウイルス対応支援資金について(令和5年9月末まで)

令和5年4月以降の新型コロナウイルス対応支援資金については、融資条件を変更したうえで、継続する予定です。(無担保貸付の限度額の変更やコロナ対応医療機関等の取扱いの終了など)

令和5年4月以降の本資金に係る融資条件及びお申込み方法等の詳細につきましては、下記リンク先をご覧ください。

- [令和5年4月以降における新型コロナウイルス対応支援資金の融資条件について](#)

【ご注意ください】

当機構の新型コロナウイルス対応支援資金をかたる不審な勧誘にご注意ください

当機構の新型コロナウイルス対応支援資金をかたる不審な訪問や電話等の情報が複数寄せられています。このような訪問・電話等による勧誘には十分ご注意ください。

当機構は、このような行為を行う団体等とは一切関係ありません。

【事例1】 機構への融資申込を代行し、**多額の手数料を受け取ろうとする事例**

- 【事例2】 融資額の1割を手数料として支払えば、**当機構の融資の半額の返済が不要になると虚偽の情報を提供し勧誘する事例**
- 【事例3】 **特定の団体を通じて申込み**をしなければ、当機構の融資が受けられないと虚偽の情報を提供し勧誘する事例
- 【事例4】 LINEを通じて、診療所等を経営する医師に向け、**多額の手数料を支払えば返済不要となる特別な融資枠があると虚偽の情報を提供し勧誘する事例**
- 【事例5】 医療機関に訪問のうえ、**偽造されたWAM身分証明書を提示して顧客を信用させ、返済不要の特別融資があると勧誘する事例** など
- 【事例6】 **慈善事業に寄付すれば**、借入金の返済が免除となる虚偽の情報を提供し勧誘する事例 など

詳しくは「[新型コロナウイルス対応支援資金に乗じた悪質な業者・不審な勧誘にご注意ください](#)」(PDF:76KB)をご覧ください

『新型コロナウイルス感染症の影響を受けた福祉関係施設・医療関係施設等に対して、新型コロナウイルス対応支援資金のご融資を行っています』

ご来訪いただかなくてもご相談、ご融資は可能です。ご不明な点があれば、まずは電話またはお問い合わせフォームでご連絡ください。※電話回線が混雑しており、お電話が繋がりにくい場合がございます。繋がらない場合には、ご迷惑をおかけしますが、[お問い合わせフォーム](#)をご活用ください。

福祉医療機構では、新型コロナウイルス感染症により事業停止等になった福祉関係施設・医療関係施設等に対し、優遇融資を実施しております。詳細につきましては、以下をご覧ください。(当初5年間の無利子の取扱いは、令和4年9月30日の受付分をもって終了しました。)
また、当機構でご融資を受けた方の返済についても、ご相談に応じています。

1.福祉関係施設を運営されているお客様

- お申込みをされる方は[福祉貸付における新型コロナウイルス対応支援資金のお手続きのご案内](#)をご覧ください。

2.医療関係施設を運営されているお客様

- お申込みをされる方は[医療貸付における新型コロナウイルス対応支援資金のお手続きのご案内](#)をご覧ください。

3.現在、建築資金等をご返済中のお客様

過去に建物建設や備品購入のための資金をご利用いただき、現在ご返済中のお客様に対しては、返済猶予を実施しています。

- [福祉医療貸付における新型コロナウイルス感染症の影響による返済猶予のお手続きのご案内](#)

お問い合わせフォーム

- 福祉貸付事業の方は[新型コロナウイルス対応支援資金お問い合わせフォーム\(福祉貸付\)](#)へ
- 医療貸付事業の方は[新型コロナウイルス対応支援資金お問い合わせフォーム\(医療貸付\)](#)へ
- 返済猶予をご希望の方は[お問い合わせ\(顧客業務課\)](#)へ

※お名前の欄に法人名の記載もお願いいたします。

お問い合わせ先(融資のご相談・既往貸付の返済のご相談)

福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-862

医療貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-863

※携帯電話等でつながらない場合：03-3438-0403

WAM > 令和5年4月以降における新型コロナウイルス対応支援資金の融資条件について

福祉貸付事業・医療貸付事業

令和5年4月以降における新型コロナウイルス対応支援資金の融資条件について

令和5年4月以降の新型コロナウイルス対応支援資金については、融資条件を変更したうえで、継続する予定です。(無担保貸付の限度額の変更やコロナ対応医療機関等の取扱いの終了など)

福祉貸付事業 融資条件<令和5年4月以降の借入申込書到着分>

融資条件		
貸付対象	前年又はコロナ前の同月と比較して減収若しくは利用者が減少又は自治体からの休止要請に対応など、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた場合	
償還期間 (据置期間)	15年以内(5年以内) ※据置期間は元金の支払猶予期間です。	
貸付利率	当初 5年間	6,000万円まで:基準金利 6,000万円超の部分:基準金利+0.8%
	6年目 以降	基準金利+0.8%
	• 実際の貸付利率は、令和5年4月以降における金利水準に基づき算定された利率が適用されます。 • 現在の基準金利は 金利情報 を参照してください。	
貸付金の限度額	なし	
無担保貸付	2,000万円	

。ご融資には保証人(保証人不要制度(0.05%の利率を上乗せ)あり)が必要です。なお、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

【貸付対象に関する注意点】

- 貸付対象となる減収等については、「新型コロナウイルスの影響を受けた直近6ヶ月以内の月」と「前年又はコロナ前の同月」の実績を比較します。
「コロナ前の同月」とは、原則として平成31年2月から令和2年1月までとなります。

【資金使途】

- 新型コロナウイルス対応支援資金は、新型コロナウイルス感染症の影響による減収の補てん等に充てる経営資金であり、人件費や経費に充てていただくものです。
- なお、本貸付金を既往借入金の繰上返済、建築資金への流用、他法人への流用又は転貸等に充てることは、目的外使用にあたり、繰上償還を求める可能性がございます。
- 創業して間もない場合の新規開業資金に充てていただくものではありません。

医療貸付事業 融資条件 <令和5年4月以降の借入申込書到着分>

融資条件(全施設共通)	
貸付対象	前年又はコロナ前の同月と比較して減収又は利用者が減少している等

福祉貸付事業

医療貸付事業

経営サポート事業
リサーチ/セミナー/
コンサルティングWAM助成
(社会福祉振興助成事業)

子供の未来応援基金

退職手当共済事業

心身障害者扶養保険
事業WAM NET事業
(福祉保健医療情報サービ
ス事業)承継年金住宅融資等
債権管理回収業務年金担保債権管理回
収業務・労災年金担保
債権管理回収業務旧優生保護法一時金
支払等業務ハンセン病患者家族
補償金支払等業務福祉医療機構
各事業の基本 Q&A WAM福祉・医療貸付のご融資を
ご利用中のみなさまへ

電子申請

→ ご活用ください

WAM助成
e-ライブラリー
(電子図書館システム)

社会福祉振興助成事業で実施した過去の助成事業の概要や報告書などの成果物を検索して閲覧することができます。

償還期間 (据置期間)	15年以内(5年以内) ※据置期間は元金の支払猶予期間です。
----------------	-----------------------------------

病院・診療所			
貸付利率	(1)病院		(2)診療所
	当初 5年間	(3割以上減収) 2億円まで:基準金利 (3割未満減収) 1億円まで:基準金利 上記を超える金額:基準金利+0.8%	(3割以上減収) 5,000万円まで:基準金利 (3割未満減収) 4,000万円まで:基準金利 上記を超える金額:基準金利+0.8%
	6年目 以降	基準金利+0.8%	基準金利+0.8%
	- 実際の貸付利率は、令和5年4月以降における金利水準に基づき算定された利率が適用されます。 - 現在の基準金利は金利情報を参照してください。		
貸付金の限度額		次の金額と「前年又はコロナ前の同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額	
		[病院] (3割以上減収)10億円 (3割未満減収)7.2億円	[診療所] (3割以上減収)5,000万円 (3割未満減収)4,000万円
無担保貸付		[病院] (3割以上減収)4億円 (3割未満減収)2億円	[診療所]4,000万円

介護老人保健施設・介護医療院・助産所・医療従事者養成施設・指定訪問看護事業			
貸付利率	介護老人保健施設、介護医療院		助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業
	当初 5年間	1億円まで:基準金利 1億円超の部分:基準金利+0.8%	4,000万円まで:基準金利 4,000万円超の部分:基準金利+0.8%
	6年目 以降	基準金利+0.8%	基準金利+0.8%
	- 実際の貸付利率は、令和5年4月以降における金利水準に基づき算定された利率が適用されます。 - 現在の基準金利は金利情報を参照してください。		
貸付金の限度額		次の金額と「前年又はコロナ前の同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額	
		1億円	4,000万円
無担保貸付		5,000万円	2,000万円

○ご融資には保証人(保証人不要制度(0.15%の利率を上乗せ)あり)が必要です。なお、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

【貸付対象に関する注意点】

- 貸付対象となる減収等については、「新型コロナウイルスの影響を受けた直近6ヶ月以内の月」と「前年又はコロナ前の同月」の実績を比較します。
「コロナ前の同月」とは、原則として平成31年2月から令和2年1月までとなります。

【資金使途】

- 新型コロナウイルス対応支援資金は、新型コロナウイルス感染症の影響による減収の補填等に充てる長期運転資金であり、人件費や経費に充てていただくものです。
- なお、本貸付金を既往借入金の繰上返済、建設資金への流用、他法人への流用又は転貸等に充てることは、目的外使用にあたり、繰上償還を求める可能性があります。
- 創業して間もない場合の新規開業資金に充てていただくものではありません。

お問い合わせフォーム

- [新型コロナウイルス対応支援資金お問い合わせフォーム\(福祉貸付\)](#)
- [新型コロナウイルス対応支援資金お問い合わせフォーム\(医療貸付\)](#)
- 返済猶予をご希望の方は[お問い合わせ\(顧客業務課\)](#)へ

※お名前の欄に法人名の記載もお願いいたします。

お問い合わせ先(融資のご相談・既往貸付の返済のご相談)

福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-862

医療貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-863

※携帯電話等でつながらない場合：03-3438-0403

[ページのTOPに戻る](#)